

○宮崎大学副学長に関する規程

〔 令和3年10月1日
制 定 〕

改正 令和5年6月29日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人宮崎大学（以下「本法人」という。）基本規則（以下「規則」という。）第26条第2項及び第3項の規定に基づき、副学長の担当、選考その他必要な事項について定める。

(担当)

第2条 副学長の担当は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 研究・企画担当
- (2) 教育・学生担当
- (3) 人事・SDGs担当
- (4) 目標・評価担当
- (5) 入試担当
- (6) 基礎教育担当
- (7) 産学・地域連携担当
- (8) 国際連携担当

(職務)

第3条 副学長は、次表に定める校務を分担し掌理する。

担 当 分 野	主 な 所 掌 範 囲
研究・企画担当	企画・戦略 組織の設置・改廃 研究推進 DE I 推進
教育・学生担当	教育（入試全般、基礎教育を除く。） 教育課程・教学マネジメント 学生生活・学生支援 就職支援 安全・衛生・保健（学生に関することに限る。）
人事・SDGs担当	人事・労務 安全・衛生・保健（学生に関することを除く。） ハラスメント相談・防止 SDGs 情報化推進
目標・評価担当	中期目標・中期計画 自己点検・評価
入試担当	入試全般
基礎教育担当	基礎教育
産学・地域連携担当	社会・地域連携 産学官連携
国際連携担当	国際連携 国際交流 グローバル化推進

(選考等)

第4条 副学長は、校務を分担する能力を有する者のうちから、学長が選考し任命する。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。